

社 援 発 0105 第 1 号  
令 和 4 年 1 月 5 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
(公 印 省 略)

地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の  
取組の積極的な実施について

「地域における公益的な取組」を行う責務が課せられている社会福祉法人におかれては、これまでも、様々な取組を行っていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、地域における福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人への期待は益々高まっています。

様々な課題を抱えている方々への支援に当たっては、各種制度にインフォーマルな取組も組合せ、地域の中で重層的なセーフティネットを構築していくことが重要であるとともに、そうした取組を支えつつ、最前線で福祉サービスの支援に当たっていただく職員の方々の処遇を確保していくことが重要です。こうした状況を踏まえ、下記の点について十分ご留意いただき、地域における公益的な取組の一層の促進等にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、各所轄庁におかれましては、本通知の内容について、管内法人に対し周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、社会福祉法人の社会福祉充実財産について、「地域公益事業に積極的に振り向ける方策を講ずる。」と盛り込まれていることを踏まえ、社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業について、積極的に実施いただきたいこと。
- 2 今般の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、政府として、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げに取り組むこととしていることを踏まえ、法人の社会福祉充実財産の有無に関わらず、職員の処遇改善に一層ご尽力をいただきたいこと。  
特に、社会福祉充実計画の策定に当たっては、各種の福祉ニーズに応じた取組への活用を十分踏まえつつ、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたいこと。
- 3 地域における公益的な取組を行う責務を果たす観点から、法人の社会福祉充実財産の有無に関わらず、地域の孤独・孤立対策や困窮者対策に一層ご尽力をいただきたいこと。

(参考1) 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)

(社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日 (同号において「基準日」という。) において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業 (以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。) の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業 (同項第一号において「新規事業」という。) の実施に関する計画 (以下「社会福祉充実計画」という。) を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

一 社会福祉事業又は公益事業 (第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。)

二 公益事業 (第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。)

三 公益事業 (前二号に掲げる事業を除く。)

5～11 (略)

(参考2) 「経済財政運営と改革の基本方針2021」 (令和3年6月18日閣議決定) (21頁)

(求職者支援制度等のセーフティネットの強化)

(前略) 非正規雇用労働者等やフリーランスといった経済・雇用情勢の影響を特に受けやすい方へのセーフティネットについて、生活困窮者自立支援制度や空き家等を活用した住宅支援の強化等による住まいのセーフティネットの強化を含めその在り方を検討するとともに、被用者保険の更なる適用拡大及び労災保険の特別加入の拡大を着実に推進する。社会福祉法人の「社会福祉充実財産」を地域公益事業に積極的に振り向ける方策を講ずる。

(後略)

(参考3) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 (令和3年11月19日閣議決定) (46頁)

(2) 公的部門における分配機能の強化等

①看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度 (月額9,000円) 引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度 (月額4,000円) 引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

(後略)

(参考4) 「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」 (平成29年1月24日雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」

4 社会福祉充実計画原案の策定

(1) 社会福祉充実計画に記載すべき内容 (法第55条の2第3項及び規則第6条の15関係)

(前略)

なお、社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の検討に当たっては、将来的な福祉・介護人材の確保・定着を図る観点から、職員処遇の充実を進めていくことが重要であり、こうした事業の実施について可能な限り優先的に検討が行われることが望ましいこと。